

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会・経済へ影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、過去最低とされる平成17年の1.26から、平成30年は1.42まで上昇しているものの、出生数は過去最低を更新し、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っています。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感等が指摘されています。

国では、平成24年制定の認定こども園、幼稚園、保育所を通じた新たな共通の給付や、認定こども園法の改正等が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が平成27年4月から施行されました。新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざしています。平成29年には「子育て安心プラン」、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童の解消に向け、受け皿拡大を図るための施策が進められています。さらに、令和元年5月には、幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年10月から全面的に実施されています。

子どもの貧困問題への対応については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には、子どもの貧困対策に関する基本方針や当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下、「大綱」という。）が策定されました。

交野市では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法に基づく「子らの笑顔、みんなの宝 “かたの” 子育て応援プラン ～交野市次世代育成支援行動計画～」（前期計画）を策定し、平成22年3月に後期計画を策定しました。また、平成27年3月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。さらに、前述の法や大綱の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもの成育環境を整備するとともに、教育の機会が失われることのないよう、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するため、平成30年3月に「交野市子ども・子育て支援事業計画-子どもの貧困対策編-」を策定しました。

このたび、令和元年度に第1期計画が計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市の子どもや子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況等を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子どもの貧困対策編」を包含し、「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置付けられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（本計画では、「交野市次世代育成支援行動計画」という。）（任意計画）と一体的に策定します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」（本計画では、「子どもの貧困対策計画」という。）や母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」（本計画では、「ひとり親家庭自立支援計画」という。）を包含するものとします。

なお、「交野市総合計画」やその他の関連計画との整合を図ります。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困対策の推進に関する法律

（都道府県計画等）

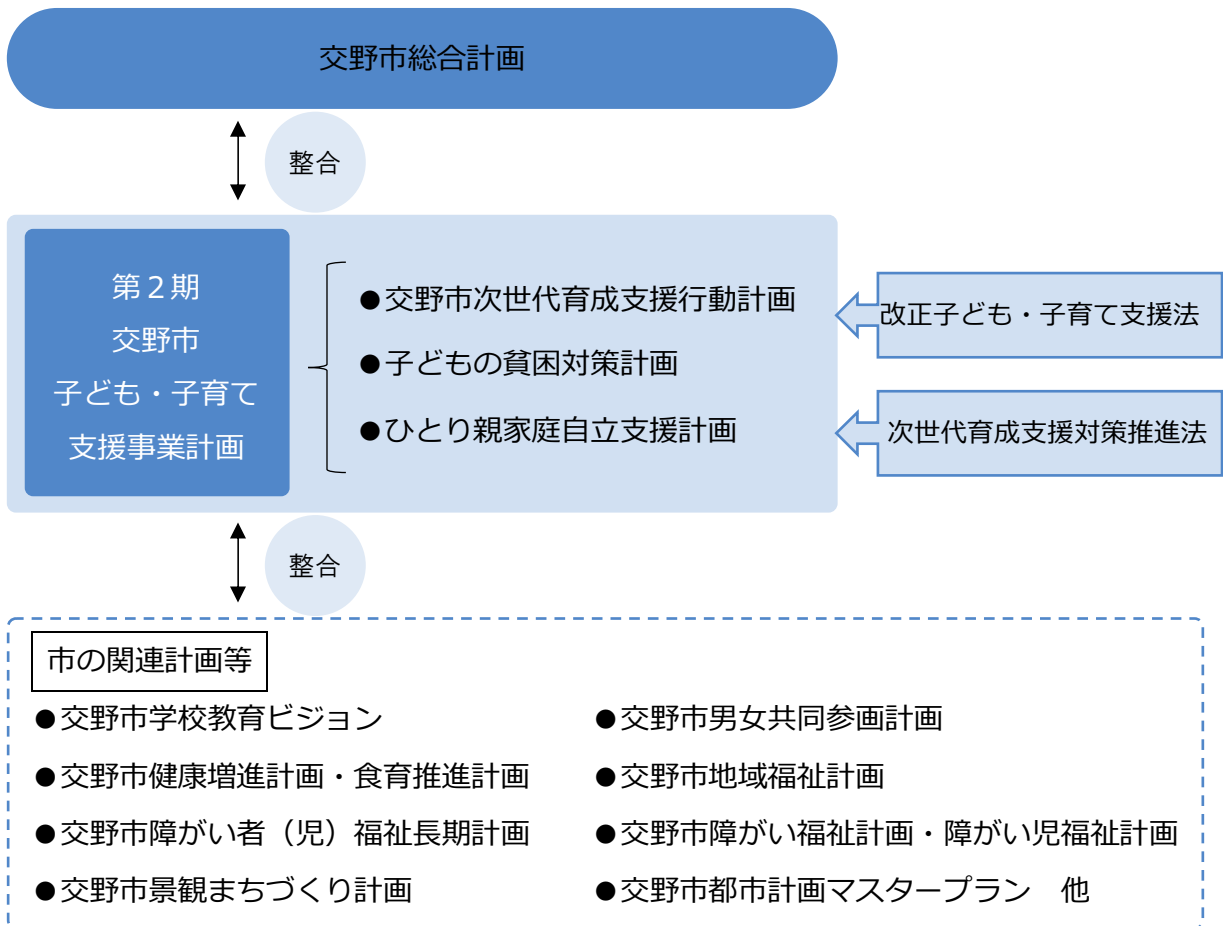
第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第3項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

（自立促進計画）

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○【新制度】幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型／幼稚園型／保育所型／地方裁量型）
地域型保育給付	○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○家庭的保育事業 ○事業所内保育事業

2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に応じて給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認定区分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子ども	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業

3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等の13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	
○利用者支援事業	○地域子育て支援拠点事業
○妊婦健康診査事業	○こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	
○子育て短期支援事業	○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
○一時預かり事業	○延長保育事業
○病児保育事業	○放課後児童健全育成事業（放課後児童会）
○実費徴収に係る補足給付を行う事業	○多様な事業者の参入促進・能力活用事業

4 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和2年度から令和6年度までの5年を第2期とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

(年度)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
交野市 子ども・子育て 支援事業計画	第1期				第2期（本計画）					

5 計画の策定体制

1) 交野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者等からなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育てに関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者の方を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するため、「子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査」により、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査地域：交野市全域
- 調査対象者：交野市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査）1,600人
交野市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査）1,700人
- 調査期間：平成30年11月22日（木）～平成30年12月14日（金）
- 調査方法：住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出し、郵送配布・回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,600票	814票	50.9%
小学生用調査	1,700票	882票	51.9%

3) 団体アンケート調査

子ども・子育てに関するアンケート調査に加え、交野市の子育てにかかる現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施または支援する団体を対象に実施しました。

- 調査地域：交野市全域
- 調査対象者：子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する交野市内の団体
- 調査期間：平成31年1月～3月
- 調査方法：直接配布、直接または郵送での回収

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
団体アンケート調査	83票	72票	86.7%

4) 子育て支援者活動をつなぐ交流会におけるワークショップの開催

子育て中の保護者や子育て支援者の視点から交野市の子ども・子育てに関する現状と課題を把握するため、令和元年5月31日（金）に子育て支援者活動をつなぐ交流会において、「『話そう！子育て世代の困りごと』～地域ぐるみで子育て・子育てを支える交野へ～」を開催しました。45人が参加し、ワークショップ形式による意見交換を行いました。

5) パブリックコメント

市民の意見を本計画に広く反映させるため、令和元年12月9日（月）～令和2年1月10日（金）の期間、計画案をホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。

